

津野町障害者活躍推進計画

機 関 名	津野町
任命権者	津野町長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
津野町における障害者雇用に関する課題	津野町では令和 6 年 6 月 1 日現在、法定雇用率を達成しているが、今後の法定雇用率の引き上げも見据え、障害者の計画的な採用を実施する必要がある。また、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。
目 標	
1.採用に関する目標	○計画期間内に新たに障害者の採用を目指す。 ○各年度において 6 月 1 日時点の法定雇用率以上を目標とする。 （評価方法） 毎年任免状況通報による把握・進捗管理
2.定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法） 毎年任免状況通報時、人事記録等を元に把握
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制を整備し、相談窓口を総務課に設置するとともに、必要に応じて職場の同僚や上司を相談担当に選任し、内容に応じた多様な相談先を確保する。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者の能力や希望も踏まえ、障害者と業務の適切なマッチングができるよう検討する。 ○所属長との面談を年1回以上実施し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について継続的に検討する。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4.その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。